

司法院釈字第399号（1996年3月22日）*

争 点

低俗な意味に捉えられがちな訛音を有する姓名の改名をしてはならないという「内政部」の解釈は違憲か。
(内政部就姓名讀音不雅不得改名之函釋違憲?)

キーワード

姓名条例（姓名條例）、姓名権（姓名權）、人格権（人格權）

解釈文：姓名権は人格権の一種であり、姓名はまたその者的人格を表すものであるため、いかなる名前を付けるかは憲法第二二条により保障される国民の自由である。また「姓名条例」第六条第一項第六号は名前の字義が低俗だったり、主務機関に認定された別段の事情があつたりする場合、改名を申し出ることができるとしている。そこで、改名の申し出における別段の事情の有無は主務機関が申し出を受理したうえ、具体的な事実に即してそれを認定する。そもそも名前の文字は発音でその

意味を把握するのと密接な関係にあり、発音から低俗な意味に捉えられがちなのであれば、それは改名を申し出でうる前記規定における別段の事情の一つにあたるというべきである。「内政部」中華民国六五年（1976年）四月一九日臺内字戸第682266号解釈は、「名前が低俗であるかどうかの判断は、その発音で意味を拡大解釈してはならない」というものであるが、当該解釈は前記説明の趣旨に反し、人格権を保護する憲法の旨に違反するものであり、援用されるべきではない。

*翻訳者：陳洸岳

解釈理由書：裁判所は、事件を審理する際に、職務による法規の解釈を行う行政機関の行政命令をもとより援用してよいのであるが、それに縛られず、法律に基づいてそれと異なる適切な見解を示すこともできる（本院釈字第137号解釈を参照）。換言すれば、主務機関が職務により行った解釈は、裁判所の審理の参考になりうるもの、裁判所を拘束するものではない。しかし、裁判所がそれを判決の基礎に引用している場合、それは違憲審査の対象となりうるのである（本院釈字第216号解釈を参照）。本件行政裁判所八三年度（1994年）判字第948号判決に、その判決理由がいかなる法令を適用したのかは明確に示されていなかつたが、当該判決の法律見解を吟味すれば、判決は「内政部」中華民国六五年四月一九日臺内戸字第682266号解釈に基づくものであると判断しうる。そこで、「司法院大法官審理案件法」第五条第一項第二号に従い、本件の解釈申請は受理すべきものである。

姓名権は人格権の一種であり、姓名はまたその者的人格を表すものであるため、いかなる名前を付けるかは憲法第二二条により保障される国民の自由である。「姓名条例」第六条第一項には、国民による改名の申し出に対してさまざまな制限があり、その第六号には名前の字義が低俗だったり、主務機関に認定された別段の事情があつたりする場合、改名を申し出ることができると定めている。前者の判断については、主務機関が客観的根拠に基づいてそれを行い、不確定法律概念である後者の「別段の事情」の有無を決める際に、受理した事案を具体的な状況に即して認定しなければならない。思うに、名前が低俗であるかどうかは当事者の主観的価値観にかかるものであるため、認定する際に、主務機関はそれを尊重して認定すべきである。また、名前の文字は発音でその意味を把握するとの密接な関係にあり、発音から低俗の意味に捉えられるがちなのであれば、それが改名を申し出でうる前記規定における別段の事情の一つにあたるというべきであ

る。「内政部」中華民国六五年四月一九日臺内戸字第682266号解釈は、「名前が低俗であるかどうかの判断は、その発音で意味を拡大解釈してはならない」というのであるが、当該解釈は前記説明の趣旨に反し、人格権を保護する憲法の旨に違反するものであり、援用されるべきではない。